

愛知県医療法人協会ホームページ バナー広告掲載規程

(目的)

第1条 本規程は、愛知県医療法人協会（以下、当協会）ホームページに掲載する広告（以下、バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 当協会ホームページに掲載するバナー広告は、次に当てはまらないものとする。

○ 掲載できない広告

- * 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- * 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- * 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- * 政治性又は宗教性のあるもの
- * 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む）
- * 事実と異なるもの
- * 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- * 責任の所在が不明確であるもの
- * 内容が不明確であるもの
- * 個人の氏名を広告するもの
- * 比較広告
- * 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- * その他、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

○ 広告掲載の対象とならない業種・事業者

- * 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- * 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- * たばこに係る業種又は事業者
- * ギャンブル（宝くじを除く）に係る、業種又は事業者
- * 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- * 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- * 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- * その他、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

(情報内容の責任の所在)

第3条 掲載された広告内容について的一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、当協会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(掲載の可否の判断)

第4条 掲載の可否の決定権は当協会 広報委員会（以下、「広報委員会」）にあるものとし、広報委員会が掲載することが不適当と判断した場合には、広告主に理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(規程の運用)

第5条 本規程の運用は次のとおりとする。

- (1) 本規程の一切の運用及び解釈は、広報委員会が行う。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本規程を改定する場合は、広報委員会で協議し当協会 理事会の承認を得て改定するものとする。

(免責事項)

第6条 当協会ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負う。これらに関する内容の審議、正確性、再診性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等に津いて、当協会は一切保証せず、利用者の責任によって行うものとする。インターネット上には、サイトを閲覧しただけでも閲覧者のパソコンなどがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られているが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行うこととする。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害には一切責任を負わないこととする。

(広告掲載枠)

第7条 バナー広告掲載枠は広告ページ、位置に応じて広報委員会が指定する。

- 2 原則として掲載期間は、3ヶ月、6ヶ月又は12ヶ月間とする。
 - 3 掲載に当たっては、次の通り制限事項・優先順位等を設ける。
- (1) 掲載位置は広報委員会で決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更はしないものとする。ただし、掲載終了前に掲載位置に空きが生じた場合に限り、変更できるものとする。
 - (2) 掲載場所に空きが無い場合は、広報委員会で掲載広告を決定する。

(掲載申込から広告掲載までの流れ)

第8条 掲載申込から広告掲載までの流れは次のとおりとする。

- (1) 広告主は掲載申込書(別紙)及び掲載原稿を当協会事務局広報担当まで電子メールで送付する。(宛先: kyokai@a-iho.or.jp)
- (2) 広報委員会で審査後、原則として掲載開始月の前月10日までに審査の結果を広告主に報告する。
- (3) 掲載を決定した広告は、原則として広告掲載料の入金確認後、掲載開始月の1日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了した翌日に掲載を終了する。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料については別に定める。

- 2 広告掲載料は、掲載開始月の前月25日までに当協会の指定する口座に広告掲載期間分の費用を一括で振込むものとする。入金の確認ができない場合は原則、掲載しないものとする。
- 3 広告掲載料の振込先口座等については原則、掲載開始月の前月の10日までに審査の結果と併せて案内する。
- 4 入金済の広告掲載料はいかなる場合でも広告主に返金しないものとする。

(その他)

第 10 条 本規程に定めのないものについては、必要に応じて広報委員会がその都度定めることとする。

- 2 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告とし、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証しないものとする。

附則

平成19年12月21日施行

平成22年5月19日改定

平成24年4月1日改定（名称を一般社団法人へ移行）

令和4年4月7日改定